

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和元年七月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 項 目	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
身体障害者 支援施設	障害者支援施設 みのり聖光園	三原市小泉町 1044 番 地	名称	障害者支援施設 泉 の里